

案委
正取
改公
法で
禁徴
徴金
課

優越的地位乱用は1%

不当廉売 排除措置命令が前提

公正取引委員会は、不
当廉売や優越的地位の乱
用にも課徴金制度を導入
することなどを骨子とし
る独占禁止法改正案をま
とめた。2月28日の与党
協議で了承され、4日に
は自民党独禁法調査会で
説明する。2月中旬に提
示した改正原案と比べ、
優越的地位の乱用に對す
る課徴金率を0・5%か
ら倍の1%に引き上げて
いる。焦点だった審判制
度は、手続き規定につい

て2008年度内に全面
的な見直しを検討するこ
とを盛り込んだ。
課徴金制度を導入する
のは、不当な安売りなど
で競争相手企業を妨害す
る「排除私的独占」で最
大6%、このほか、不公
正な取引方法では、▽不
当廉売▽差別対価▽共同
の取引拒絶▽再販売価格
の拘束—について、繰
り返し違反に對し最大3
%を課す。不当表示にも
3%、優越的地位の乱用
は1%の課徴金を課す。
このほか、カルテル、
談合などで主導的役割を
果たした事業者の課徴金
は5割増とする。
自民党内部でも要求が
強かった不当廉売を始め
とする不正な取引方法
への課徴金制度の導入
や、原案から課徴金率を
倍に引き上げた優越的地
位への課徴金適用
は、ガソリン販売や建設
業で問題となっていた過
度な安値販売・受注や、大

成立した場合でも、独禁
法の制裁強化がどこま
で過度な安値受注や優越
的地位の乱用防止に役立
つかは不透明といえる。
建設業界でも大きな関
心を集める不当廉売につ
いては、課徴金の導入に
ついて違反要件を改正法
案で明記したほか、違反
行為の繰り返しに2回で
課徴金納付を命令する可
能性がある。
ただ、課徴金対象とな
る違反行為とは、行政処
分の排除措置命令であ
り、警告は対象外となっ
ている。
つまり建設業界では、
これまで不当廉売で排除
措置命令を受けた企業が
いないため今後、不当廉
売で排除措置命令を受け
た企業だけが、課徴金納
付命令の対象となる。そ
のため、喫緊の問題とな
っている過度な安値受注
命令を受けることはあり
得ない」と説明する。

金を適用するには、一定
の時間がかかりそうだ。
公取委は、不当廉売で
の排除措置命令と課徴金
納付命令の關係について、
「これまでも排除措
置命令を出さずに課徴金
納付命令を出した例はあ
る。厳密に言えば、1度
排除措置命令を受けた企
業は2回目で排除措置命
令がなくても課徴金納付
命令を受けることはあり
得る」と説明する。